

# 事業所税の手引き



長野市

(令和8年4月)

## はじめに

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てるための目的税として昭和 50 年に創設され、指定都市等（P.2「事業所税課税団体」参照）が提供する行政サービスとそこに所在する事業所等において行われる事業との間の受益関係に着目して、その事業活動の規模に応じて課税するしくみになっています。

また、事業所税は申告納付の制度をとっており、納税義務者が自ら税額等の計算を行い、申告納付期限までに申告書を提出し、併せて税額を納付していただくほか、事業所用家屋貸付等申告の制度を採用しており、納税義務者の皆様をはじめ、貸ビルの所有者の皆様をはじめすべての関係者のご理解とご協力が必要となります。

本書は事業所税の申告書を作成するに当たってその手引きとして、また、事業所税の内容等についてご理解をいただくための一助として作成いたしました。

なお、今後法律等に改正があった場合には、改正後の法律等に基づき取り扱いますようお願いいたします。

## 目 次

第1章	事業所税の概要	1
第2章	事業所税のしくみ	3
第3章	非課税	15
第4章	課税標準の特例	21
第5章	減免	24
第6章	みなし共同事業	26
第7章	申告と納付	31

申告書等の様式及び記載例

### 参照条文等凡例

根拠法令名・参照条文等は次のとおり略号をもって示してあります。

#### 1 法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	則
地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）	取通（市）
長野市市税条例	条
長野市市税条例施行規則	条規

#### 2 条文の表示

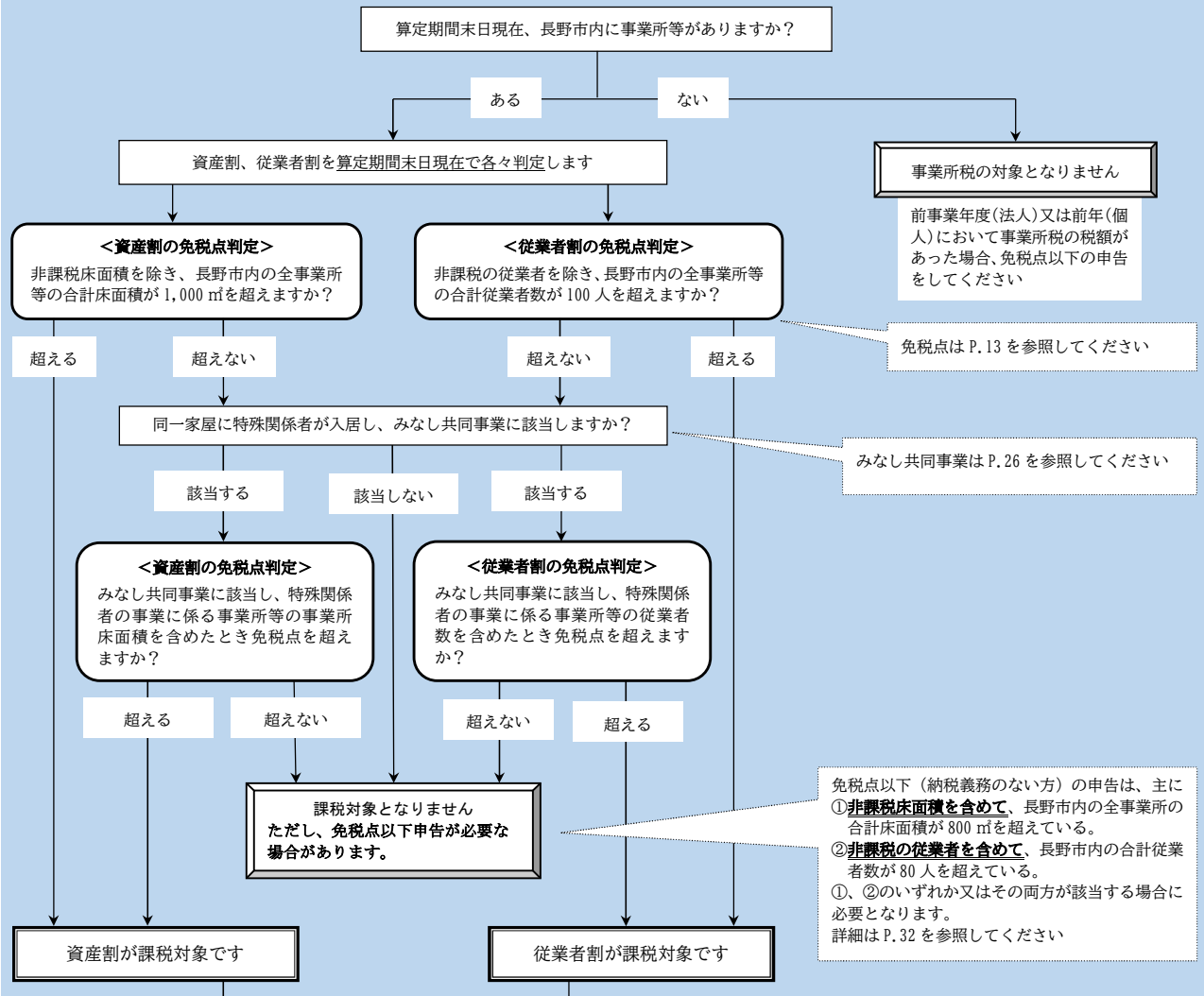
(1) 条、項、号は算用数字で示します。

(2) 項は算用数字を○で囲み、号は( )でくくって示します。

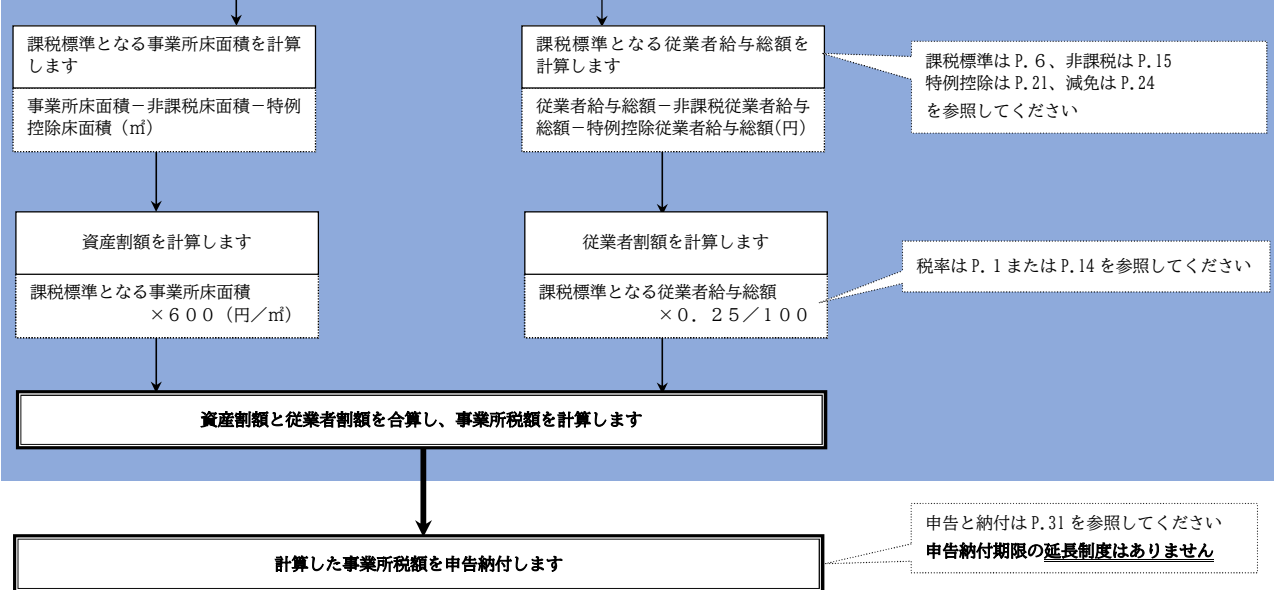
(例) 地方税法第701条の34第1項第3号 ..... 法701の34①(3)

# 事業所税の申告納付までの流れ

## 1 免税点判定 (納税義務の有無の確認)



## 2 税額計算



## 第 1 章 事業所税の概要

### 1 事業所税について（法 701 の 30）

事業所税は、人口 30 万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に要する事業に要する費用に充てるための目的税として、昭和 50 年に創設された地方税です。

賦課及び徴収については、申告納付の方法によることとされており、納税義務者が自ら税額を計算し、申告と納付をしていただくものです。

長野市では、昭和 51 年 10 月 1 日に課税団体として指定され、課税しています。

### 2 課税のしくみ（法 701 の 31～）

事業所税は資産割と従業者割で構成されています。詳細については各々の項目で説明しますが、事業所税は事業所等において事業を行う法人又は個人に対して、概ね次のような内容で課税されます。

項 目	事 業 所 税	
	資 産 割	従 業 者 割
課 税 対 象	事業所等において法人又は個人が行う <b>事業</b>	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
税 率	1 m <sup>2</sup> につき 600 円	100 分の 0.25
申 告 義 務	市内事業所用家屋等の合計床面積が 800 m <sup>2</sup> 超	市内合計従業者数が 80 人超
免 税 点 度 (※1)	長野市内に所在する事業所等を合算した事業所床面積又は従業者数（※2）	
	※1 免税点の判定は、資産割、従業者割それぞれについて行います。 判定の基準日は、課税標準の算定期間（法人の場合は事業年度、個人の場合は原則として1月1日～12月31日までの期間）の末日時点で行います。 ※2 同族会社等が同一家屋内で事業を行っている場合、同族会社の事業所床面積や従業者数を合算することがあります（P.26 参照）。	
	市内事業所床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以下の場合 は課税になりません。	市内従業者数 100 人以下の場合 は課税になりません。
納 付 方 法	申 告 納 付	
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人 事業年度（※3）	
	※3 事業年度とは、法人の事業税における事業年度（法 72 の 13）をいいます。 なお、合併や解散等によるみなし事業年度を含みます。	
	個人 1 月 1 日～12 月 31 日	
申 告 納 付 期 限	法人 事業年度終了の日から <b>2 ヶ月以内</b> （※4）	
	※4 <b>延長制度はありません</b> のでご注意ください。	
	個人 翌年の 3 月 15 日まで	

### 3 事業所税の使途（法 701 の 73、令 56 の 82）

事業所税は、都市環境の整備改善に要する事業の費用に充てることを目的に創設されていますので、その使途については次に掲げる事業とされています。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

### 4 課税団体（法 701 の 31①(1)）

- (1) 東京都（特別区の存する区域）（法 735）
- (2) 指定都市〔20 市〕  
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- (3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市〔3 市〕  
武蔵野市、三鷹市、川口市
- (4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市〔5 市〕  
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口 30 万人以上の市で、政令で指定する都市〔48 市〕  
（北海道地方）旭川市  
（東北地方）秋田市、郡山市、いわき市  
（関東地方）宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、  
（関東地方）松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市  
（中部地方）富山市、金沢市、**長野市**、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、  
一宮市、四日市市  
（近畿地方）大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、  
和歌山市  
（中国地方）倉敷市、福山市  
（四国地方）高松市、松山市、高知市  
（九州・沖縄地方）久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

## 第2章 事業所税のしくみ

### 1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。(法 701 の 32①)  
事業所等の意義については、次のとおりです。

#### (1) 事業所等とは

事業所等は、自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的、物的設備であって、継続して事業が行われる場所をいいます。

具体的には、事務所、店舗、工場などのほか、これらに付随する倉庫、材料置場、ガレージ、作業場等も含まれます。無人倉庫等の人的設備を欠く施設もこれらを管理する事務所等が市域の内外を問わず存する限り、事業所等に該当します。(法 701 の 31①(6)、取通(市)第 1 章第 1 節 6・同第 9 章 3(3)ただし書き)

なお、(1)の事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一敷地内にあれば経営主体が同一である限り一区画とみなし、効用上一体であるとして一単位の事業所等となります。

また、近接した二以上の場所で経済活動が行われる場合でも、一方が他方の単なる分館的なものであるときは、両者を合わせて一の事業所等になります。

#### (2) 事業所等において行われる事業とは

物の生産、流通、販売、サービスの提供など、個人、法人等が行うすべての経済活動をいいます。

また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものに限らず、例えば外交員のセールス活動のように区画外で行われるものも事業所等の管理下に属するものである限り含みます。

#### (3) 事業所用家屋とは (法 701 の 31①(6))

家屋の全部又は一部で現に事業の用に供するものをいいます。

なお、家屋とは固定資産税における家屋をいいます。不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登記されるべき建物(登記の有無は問いません。)をいいます。(法 341①(3))

#### (4) 事業所等に該当しないものの例

① 社宅、社員寮等、人の居住の用に供するもの

② 設置期間が2~3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等  
ただし、社屋の建て替えにあたり設置した仮事業所等は、2, 3ヶ月程度の一時的な事業ではなく、継続して行われている事業における仮設の店舗・事務所等と考えられるため、課税対象となります。

③ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの

④ モデルハウス等、商品見本としての性格が強いもの

なお、モデルハウス等の一室又は一部を営業所や事務所として使用している場合は、その部分は課税対象となります。

## 2 納税義務者

納税義務者は、長野市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。(法 701 の 32①)

なお、納税義務者の判定にあたっては、次の点に留意してください。

**(1) 人格のない社団等** (法 701 の 32③、法 701 の 34②)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」といいます。)は法人とみなされ、収益事業を行う範囲において納税義務者となります。

**(2) 共同事業** (法 10 の 2①、令 56 の 51①、令 56 の 75①)

共同事業を行う場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定し、申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合(当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合)を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。

**(3) 特殊関係者を有する場合のみなし共同事業** (法 701 の 32②、法 10 の 2①、令 56 の 51②、令 56 の 75②)

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係を有していて、その事業者(特殊関係者を有する者)の事業と特殊関係者の事業とが同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業(みなし共同事業)とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。

この場合、特殊関係者を有する者の課税標準は、当該特殊関係者の事業を合算せず各々単独に算定しますが、免税点の判定は、当該特殊関係者の事業を合算して行います。

※詳しくは、第 6 章「みなし共同事業」(P. 26～)を参照してください。

**(4) 実質課税** (法 701 の 33)

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると思われる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

**(5) 貸しビル等** (取通(市)第 9 章 3 (4)ア)

貸しビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。貸しビル等の貸主は、当該貸付部分(空室部分を含む。)については納税義務者となりません。

(ただし、貸しビル等の貸主がビル管理を行っている場合、ビルの管理要員室、管理用倉庫等、管理のための施設は当該貸主が納税義務者となります。)なお、貸主は別途貸付に関する申告が必要です。詳しくは第 7 章「申告と納付」(P. 31～)を参照してください

(6) 清算中の法人（取通(市)第9章3(4)ア)

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。

(7) 委託事業に係る納税義務者

委託事業に係る納税義務者については、委託業務の実施の実態により、事業所用家屋の使用、管理等の状況を把握して現に事業を行っている者を判定する必要があります。

### 3 免税点（法 701 の 43～）

次に掲げる場合には、免税点以下となり課税されません。

**資産割** 長野市内の事業所床面積の合計面積（非課税の適用に係る事業所床面積は除かれます。）が 1,000 m<sup>2</sup>以下の場合

**従業者割** 長野市内の各事業所等の従業者の数の合計数（役員でない障害者、役員でない年齢 65 歳以上の者及び非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれます。）が 100 人以下の場合

免税点の判定は、課税標準の特例適用施設がある場合は課税標準の特例適用前で行います。

なお、免税点の判定は、資産割及び従業者割のそれぞれごとに行います。したがって、たとえば資産割が免税点を超え、従業者割が免税点以下である場合には、資産割だけが課税されることとなります。

資産割	従業者割	納付税額
免税点超	免税点超	資産割額と従業者割額の合計額
免税点超	免税点以下	資産割額のみ
免税点以下	免税点超	従業者割額のみ
免税点以下	免税点以下	なし

(1) 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行います。

課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は免税点判定の基礎に含まれません。

ただし、事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。

(2) 事業を休止している場合

事業を休止している場合の休止している部分にかかる事業所床面積は、免税点判定における事業所床面積に含めます。なお、課税標準の算定期間の末日まで連続して6月以上休止の状態にあることが認められた場合、課税標準には算入しません。

(3) 企業組合又は協業組合の免税点

企業組合又は協業組合の各事業所等のうちで一定のものについては、資産割及び従業者割の免税点の判定は、組合員ごとに行います。

#### (4) 従業者数に著しい変動がある事業所等の従業者数の算定

課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者数}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者数の合計}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

## 4 課税標準

事業所税は、事業所床面積を課税標準として課する**資産割**と、従業者給与総額を課税標準として課する**従業者割**によって構成されています。

### 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における長野市内の各事業所等（事務所、店舗、工場、倉庫等）の合計**事業所床面積**です。（法701の31①(2)、法701の40①）

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。（法701の31①(4)、令56の16）

また、課税標準の算定期間の中に新設または廃止した事業所等の課税標準は、月割計算により算定します。（算定方法は、後述「(4) 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の課税標準の算定」に記載しています。）

#### (1) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間とは、次の期間をいいます。（法701の31①(7)、(8)）

法人の場合	事業年度	
個人の場合	① 原則	1月1日から12月31日まで
	② 年の途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
	③ 年の途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
	④ 年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日まで

#### (2) 事業所床面積の算定方法

事業所用床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいい、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として計算します（1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てます。）。登記と現況が異なる場合は、現況床面積を事業所床面積とします。

なお、この場合における事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所の用に事業所等の用に供するものをいいます。

### (3) 共用部分の取扱い

1つの事業所用家屋を2以上の者で使用する場合など事業所用家屋に共用部分があるときは、それぞれの者について次の算式により求めます。(令56の16)

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{専用部分の床面積の合計}}}$$

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいいます。具体的には、貸しビル等のエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室等、共同の用に供する部分を行い、物理的、構造的に共同で使用し得るすべてが含まれます。

なお、貸しビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理施設は、一般的に管理者の専用部分に該当し、入居者未定の空室は入居者がある場合の専用部分と同様に取扱いします。

専用部分とは、その事業者が専ら事業所等として使用する部分をいいます。

#### (例) 賃貸ビルに入居する事務所Aの床面積計算

事務所 A	事務所 B	事務所 C
廊下 (G)		
事務所 D	事務所 E	空室 F

事務所Aに係る事業所床面積は

$$A + G \times \frac{A}{A + B + C + D + E + F}$$

〔空室部分Fは、専用部分として計算します。〕

### (4) 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の課税標準の算定 (法701の40①)

課税標準の算定期間が会社を設立又は解散したこと等により12月に満たない場合の事業所床面積は、次の算式により算定します(決算期変更の場合も同様に算定します)。

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{算定期間の月数}}}{12}$$

算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。(法701の40③)

### (5) 課税標準の算定期間の中で中途に新設又は廃止された事業所等があった場合の月割計算

課税標準の算定期間の中で中途に新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、その使用月数に応じてそれぞれ次の算式によって月割計算します。

なお、事業所等の新設又は廃止とは一の事業所等の全体についての新設又は廃止をいいます。

(一の事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行う場所をいいます。したがって、同一敷地内であれば、経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所等として取り扱うこととなります(効用上一体)。)

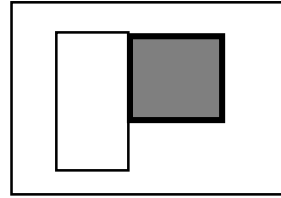
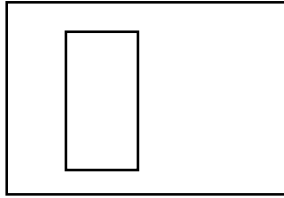
また、一の事業所等の事業所床面積の増加または減少の場合、事業所床面積の月割計算は行わず、算定期間の末日の現況により判定します。

月割計算の適用なし

●ケース1 同一敷地内での事業所等の拡張

既存家屋 3,000 m<sup>2</sup>

同一敷地内に事業所等の  
家屋 (1,000 m<sup>2</sup>) を新築



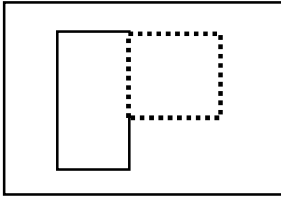
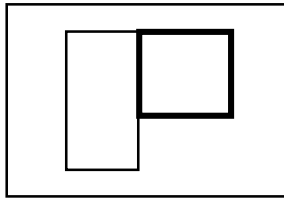
ケース1の場合

課税標準算定期間の末日時点での  
事業所等の床面積は 4,000 m<sup>2</sup>となる

●ケース2 同一敷地内での事業所等の縮小

既存家屋 4,000 m<sup>2</sup>

同一敷地内にある事業所等の  
家屋 (1,000 m<sup>2</sup>) を滅失



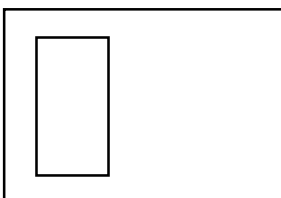
ケース2の場合

課税標準算定期間の末日時点での  
事業所等の床面積は 3,000 m<sup>2</sup>となる

月割の適用あり

●ケース3 事業所等の新設

事業所等の家屋 (1,000 m<sup>2</sup>) を新設

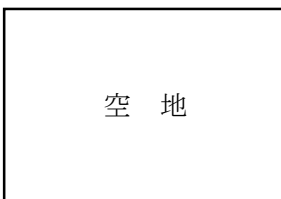
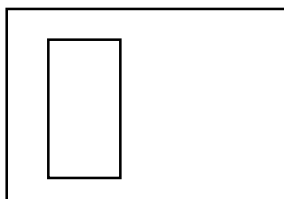


ケース3の場合

「①課税標準の算定期間の中途に  
おいて新設された事業所等」を参照

●ケース4 事業所等の廃止

事業所等の家屋 (1,000 m<sup>2</sup>) を廃止



ケース4の場合

「②課税標準の算定期間の中途に  
おいて廃止された事業所等」を参照

① 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等 (法 701 の 40②(1))

課税標準となる 事業所床面積	=	課税標準の算定期間の 末日現在の事業所床面積	×	$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
-------------------	---	---------------------------	---	---

新設の日とは、本来の業務の開始日（オープン日等）ではなく、当該業務に必要な開設準備（物品等の搬入等）を開始した日をいいます。原則として賃貸借期間の開始日となります。

課税標準の算定期間の開始日に新設された事業所等については、同期間の中途の新設にあたりません。月割計算の対象にはなりません。

月の中途から次事業年度が開始している場合の月数は、当該開始日を起算日とし、翌月の起算日に応答する日の前日をもって1月とします。

## ② 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等 (法 701 の 40②(2))

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

廃止の日とは、本来の業務の終了日（閉店日等）ではなく、事業所等の廃止に必要な業務（撤収作業等）を終了した日をいいます。

当該期間の末日において市内に所在するほかの事業所等の合計床面積が免税点を超える場合には、当該期間の中途に廃止された事業所等についても、月割計算のうえ課税標準に算入します。

当該期間の末日において市内のほかの事業所等の合計床面積が免税点以下である場合には、当該期間の中途に廃止された事業所等についても課税されません。

## ③ 課税標準の算定期間の中途において新設され、当該算定期間の中途において廃止された事業所等 (法 701 の 40②(3))

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

### (6) 事業所床面積及び課税標準算出における端数処理

床面積の算出については、各階ごとに床面積を求めますが、この場合の端数処理は各階ごとに1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます。

また、課税標準の月割計算により床面積に1平方メートル未満の端数が生じた場合は、1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます。

(課税標準の月割計算については、床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積 (法 701 の 40①) となります。)

### (7) 同一事業所等の床面積に変更があった場合

同一事業所等の床面積に変更があった場合は、月割計算は行わず、算定期間末日の事業所床面積で課税標準を算定します。

### (8) 課税標準の算定期間の中途において用途変更があった場合

課税標準の算定期間の中途において事業所用家屋の用途を非課税用途から課税用途に、又は課税用途から非課税用途に変更した場合は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象か判定します。(法 701 の 34⑥)

事業所用家屋に係る床面積の全部がその用途に応じて課税対象又は非課税対象となるため、月割計算は行いません。

#### (9) 事業所等が長野市と他の市町村とにわたって所在する場合（令 56 の 50）

事業所等が長野市と他の市町村とにわたって所在しているときは、長野市内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する事業所床面積となります。

#### (10) 事業を休止している場合

事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日現在休止しており、かつ当該末日以前 6 月以上継続して事業を休止している施設に係るものは、課税標準には含まれません。

ただし、休止施設については、休止施設の部分の床面積が明確に区画されていることが必要であり、現に操業を行っていない場合であっても、事業の用に供するために維持補修等が行われ、いつでも使用できる状態にあるような、いわゆる遊休施設や倉庫、物置代わりに使用されている部屋等については休止施設に該当しません。

申告書提出時に、休止部分を示す図面を添付いただきますようお願いいたします。申告書提出いただいた後に、現地確認を実施します。

なお、免税点の判定はこの休止部分も含めて判定することとなります。

## 従業員割

従業員割の課税標準は、長野市内の各事業所等において、課税標準の算定期間（資産割の場合と同じ）中に支払われた**従業員給与総額**です。（法 701 の 31①(3)、(5)、法 701 の 40①）

また、既に支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、当該課税標準の算定期間中における従業員給与総額に含まれることとされています。

#### (1) 従業員給与総額

従業員給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業員に対して支払われた又は支払われるべき給与等の総額をいいます。現に従業員に給与等が支払われなくとも、会計上未払いとして経理されているものは従業員給与総額に算入されます。（法 701 の 31①(5)、取通(市)第 9 章 3(6)イ）

##### ① 従業員給与総額に含まれるもの

従業員給与総額は、原則として所得税法上給与所得となる給与額であり、俸給、給料、賃金、賞与(※)、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等が含まれます。

**※賞与には役員賞与を含みます。なお、利益処分による賞与は従業員給与総額に含まれません。**

従業員給与総額の対象となる給与等は会計上費用計上された給与等の額です。会社法、企業会計上の取扱いが変わり、役員賞与が費用計上されるのであれば、その役員賞与は従業員給与総額に含めることとなります。

なお、会社法施行後においても利益処分により役員賞与が支給された場合は、会計上費用計上されないため、従業員給与総額の対象外となります。

## ② 従業者給与総額に含まれないもの

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

## (2) 従業者とは

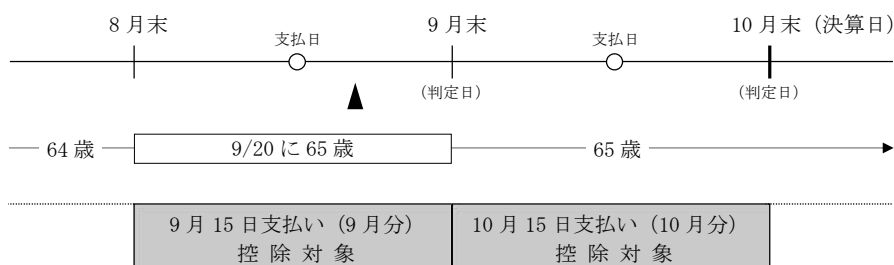
一般の従業者のほか、役員及び日々雇用等の臨時従業者は含まれますが、役員でない障害者（所得税、住民税において障害者控除の対象となる者及び障害者職業センターの判定により知的障害者とされた者）及び役員でない年齢 65 歳以上の者は、免税点判定人数及び課税標準額からは控除します。

障害者又は年齢 65 歳以上の者であるかの判定は、これらの者に対する給与の計算の基礎となる期間の末日の現況によります。

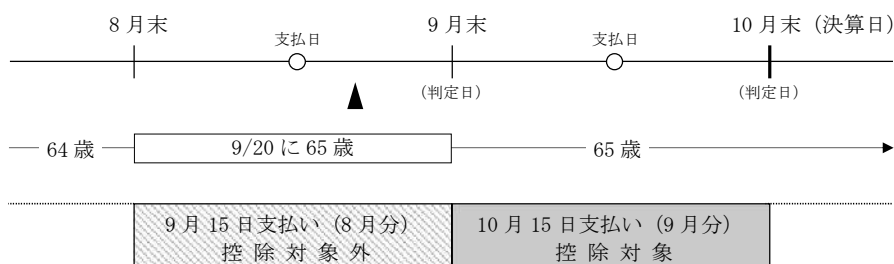
なお、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、給与計算の基礎となる期間の末日において、年齢 65 歳以上の者等に該当することとなった当該期間以降に係るこれらの者の給与等で 65 歳以上の者及び障害者について全部を除いて行います。

### (例)

#### 1) 10月決算の場合で、毎月1日～月末分をその月の15日に支払う場合



#### 2) 10月決算の場合で、毎月1日～月末分を翌月の15日に支払う場合



(3) 雇用改善助成対象者の給与等 (令 56 の 17 の 2、則 24 の 2)

年齢 55 歳以上 65\* 歳未満の者で雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者(以下「雇用改善助成対象者」といいます。)に支払われる給与等については、その 2 分の 1 に相当する額が従業員給与総額から除かれます。( \* 年齢については経過措置があります。)

なお、雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者	雇用保険法第 62 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第 2 条第 2 号の規定に基づき、高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者で、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
作業環境に適応させるための訓練を受けた者	雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 18 条第 5 号に規定する作業環境に適応するための訓練を受けた者で、当該訓練を受けるに当たり公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
雇用奨励金の支給に係る者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 10 条第 3 号に規定する雇用奨励金の支給に係る者で、当該奨励金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者

(4) 事業専従者控除額 (法 701 の 31①(5))

従業員が法第 313 条第 4 項に規定する事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額は従業員給与総額に含まれます。

(5) 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、長野市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から長野市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業員給与総額には含まれません。

(6) 事業所等が長野市と他の市町村とにわたって所在する場合 (令 56 の 50)

次の算式により算出します。

$$\boxed{\text{長野市分の従業員給与総額}} = \boxed{\text{当該事業所等に係る従業員給与総額}} \times \frac{\boxed{\text{長野市内に所在する部分の事業所床面積}}}{\boxed{\text{当該事業所等の全体の事業所床面積}}}$$

(7) 非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設とに併せ従事している従業員の取扱い

(令 56 の 49、令 56 の 67)

非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設とに併せ従事している従業員の給与等の額については、それぞれの事業に従事した分量により按分します。なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれの事業に均等に従事したものとして取扱います。

この場合、非課税又は課税標準の特例施設に係る従業者給与総額（課税標準の特例にあつては、控除割合を乗じる前の額）は次の算式により計算します。

① 分量が明らかな場合

$$\boxed{\text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業者給与総額}} = \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \times \frac{\boxed{\text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業に従事した分量}}}{\boxed{\text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業とその他の事業とに従事した分量の合計量}}}$$

② 分量が明らかでない場合

$$\boxed{\text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業者給与総額}} = \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \times \frac{1}{2}$$

<従業者割における従業者の取扱い>

従業者		免税点の判定	課税標準
出 向 社 員	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う(注1)場合	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担する場合	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
役 員	役員及び使用人兼務役員(65歳以上の者を含む)	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	無給の役員	従業者に含めない	
日々雇用等の臨時の従業者		従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
パートタイマー(注2)		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
休職中の従業者		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
派遣法(注3)に基づく派遣社員		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める
外国又は課税区域外への長期(注4)派遣(出張)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない

(注1) 「出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う」とは、出向先の会社が支払う経営指導料等が、法人税法上給与として取り扱われる場合をいいます。

(注2) 「パートタイマー」とは、形式的な呼称ではなく勤務状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく、当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（勤務時間が一般従業員の75%以下の者）をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

(注3) 派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

なお、長野市外へ派遣されている場合、免税点の判定には含めず、また、その期間中に支払われた給与についても、従業者給与総額からは除きます。

(注4) 「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

### <出張、派遣、出向の基準>

出張	事業所等の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行う
派遣	派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にある
出向	出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させる

## 5 税率・税額及び算出方法

(1) 税率（法701の42）

**資産割** 事業所床面積 1㎡につき 600円

**従業者割** 従業者給与総額の 100分の0.25

(2) 税額計算

$$\text{税 額} = \text{資産割額} + \text{従業者割額}$$

$$\text{①} \times 600 \text{円} + \text{②} \times 0.25 / 100$$

※税額は合算後に100円未満を切捨てます。

$$\text{①} = \text{事業所床面積} - \text{非課税に係る事業所床面積} - \text{課税標準の特例適用に係る事業所床面積}$$

$$\text{②} = \text{従業者給与総額} - \text{非課税に係る従業者給与総額} - \text{課税標準の特例適用に係る従業者給与総額}$$

※②は1,000円未満切捨て

## 第3章 非課税

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税があります。

具体的には、「非課税項目一覧表」(P. 19)を参照してください。

### 1 人的非課税

#### (1) 国及び公共法人

国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人

#### (2) 公益法人等又は人格のない社団等

法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等  
ただし、収益事業にかかるものについては除きます。

### 2 主な用途非課税

#### (1) 福利厚生施設 (法701の34③(26))

福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館(弓道場、柔道場等)、売店、喫茶室、娯楽教養室など事業主が従業員の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。

更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合(例えば工場などにおける従業員のための浴場、制服着用が義務付けられている事業所等の更衣室)と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますが、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外ものは、福利厚生施設に該当します。なお、同一の場所を福利厚生のための用途とその他の用途とに共用している場合は、主たる用途で判定します。

また、福利厚生施設に該当するには壁またはこれと同等の機能を有する固定物により仕切られているなど一定の場所に固定された施設であることが必要で、容易に移設可能なロッカー等で区切られているだけのスペースは該当しません。

なお、トイレ、研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

#### (2) 消防用設備等・防災施設等

非課税の対象となるのは、特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等に限りません。特定防火対象物か否かは消防用設備等検査済証等の「用途」欄で確認することができます。防火対象物の用途分類一覧並びに非課税となる消防用設備等及び防災施設等の一覧は次のとおりです。

防火対象物の用途分類一覧（消防法施行令別表第1より）

用途			
特定防火対象物 (消防用設備等及び防災施設は非課税)	(1)項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場	
	(2)項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 ニ カラオケボックス、その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗	
	(3)項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店	
	(4)項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
	(5)項	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
	(6)項	イ 病院、診療所又は助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助を行なう施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） ハ (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等 (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設、放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設 ((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム等 ニ 幼稚園又は特別支援学校	
	(9)項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	(16)項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
	(16-2)項	地下街	
	(16-3)項	建築物の地階（16-2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	
	非特定防火対象物	(5)項	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
		(7)項	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等
		(8)項	図書館、博物館、美術館等
		(9)項	ロ イに掲げる公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場）以外の公衆浴場
		(10)項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
		(11)項	神社、寺院、教会等
		(12)項	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ
(13)項		イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)項		倉庫	
(15)項		前各項に該当しない事業場	
(16)項	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
(17)項	重要文化財等		

別表「防火対象物の用途分類一覧」において、特定防火対象物と確認された建物に対して以下の①、②に該当する面積が非課税対象となります。

① 消防用設備等（全部が非課税となります）

消火設備	消火器、簡易消火用具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（天井や壁に取り付けたものは除く）、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消化設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備
警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘等の非常警報器具及び非常ベル等の非常警報設備
避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具、誘導灯、誘導標識
消防用水	防火水槽、貯水池その他の用水
消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備

上記の設備等に附置される非常電源に係る発電機、蓄電池、変電器及び消火剤の貯蔵場所等も含まれます。

② 防災施設等

(ア) 全部が非課税となるもの

建築基準法第35条に規定する施設又は設備	1 避難階段 2 特別避難階段（附室を含む。） 3 排煙設備（予備電源を含む。） 4 非常用の照明装置（予備電源を含む。） 5 非常用進入口（バルコニーを含む。）
建築基準法施行令第129条の13の3第2項に規定するもの	非常用エレベーター（予備電源を含む。）
長野市火災予防条例に基づき設置するもの	スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されている避難通路

(イ) 2分の1が非課税となるもの

建築基準法第35条に規定する施設又は設備	1 廊下 2 階段（直接地上へ通ずる出入口のある避難階又は地上へ通ずる直通階段に限る。） 3 避難階における屋外への出入口
建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室	1 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備を設置しているもの 2 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置を設置しているもの（消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除く。）
建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物のうち右記の部分で防火区画されているもの	1 吹抜けとなっている部分（床面積の存する部分に限る。） 2 階段の部分 3 昇降機の昇降路の部分 4 ダクトスペースの部分 5 その他これらに類するもの
長野市火災予防条例に基づき設置するもの	1 喫煙場所 2 避難通路（②(ア)の避難通路を除く。） 3 避難階段に設ける附室等

### 3 非課税の判定（法 701 の 34⑥、取通(市)第 9 章 3(5)ウ）

非課税の適用を受けられるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。また、算定期間の中途において、事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行なわれていた事業により非課税かどうか判定します。

### 4 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の非課税となる事業所床面積は、当該非課税施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

(例)

廊下(C) 50 m <sup>2</sup>	
課税施設(A) 100 m <sup>2</sup>	非課税施設(B) 120 m <sup>2</sup>

左図は同一の事業所用家屋内に課税施設(A)、非課税施設(B)及び廊下(C)が設けられている例ですが、この場合の非課税床面積は 120 m<sup>2</sup>のみで、廊下(C)に係る 50 m<sup>2</sup>は(A)(B)との間の共用部分として按分計算の対象にはならず、すべて課税対象となります。

## 非課税項目一覧表

整理番号	対 象	要 件 等	適用の有無		根拠法令
			資 産 割	従 業 者 割	
1	国及び公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法に規定する公共法人	○	○	法701の34①
2	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	法701の34② 令56の22 令56の23
3	教育文化施設	博物館・図書館・幼稚園	○	○	法701の34③(3) 令56の24
4	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場(一般公衆浴場)	○	○	法701の34③(4) 令56の25
5	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	法701の34③(5)
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34③(6)
7	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	法701の34③(7)
8	一般廃棄物処理施設	市町村長の許可若しくは環境大臣の認定又は市町村長の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(8)
9	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	法701の34③(9) 令56の26
10	社会福祉施設等	社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、認定こども園、障害者支援施設等	○	○	法701の34③(10)～ (10の9) 令56の26の2～5
11	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設	○	○	法701の34③(11) 令56の27 則24の3
12	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	法701の34③(12) 令56の28 則24の4
13	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場、指定場外保管場所	○	○	法701の34③(14) 令56の29 則24の5
14	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(16) 令56の32
15	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(17) 令56の33
16	中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号の資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(18) 令56の34 則24の5の2
17	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村(特別区を含む。)から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	法701の34③(19) 令56の35 則24の5の3

整理番号	対 象	要 件 等	適用の有無		根拠法令
			資 産 割	従 業 者 割	
18	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法701の34③(20) 令56の36
19	自動車運送事業用施設	一般乗合旅客自動車運送事業もしくは一般貨物自動車運送事業または貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの、もしくは第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者が、その本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(21) 令56の37
20	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(22) 令56の38
21	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で当該国際路線に係る一定の施設	○	○	法701の34③(23) 令56の39 則24の6
22	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業（無線通話装置を用いて電気通信役務を提供する事業を除く）の用に供する施設で事務所・研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	法701の34③(24) 令56の40 則24の6の2
23	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(25) 令56の40の2 則24の6の3
24	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに付帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(25)の2) 令56の40の3 則24の6の4
25	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	法701の34③(26) 令56の41 則24の7
26	路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する一般公共の用に供される路外駐車場で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	法701の34③(27) 令56の42 則24の8
27	駐輪場	道路交通安全法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画に定められたもの	○	○	法701の34③(28)
28	高速道路施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(29) 令56の42の2
29	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等	○	—	法701の34④ 令56の43 則24の9
30	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	法701の34⑤ 令56の46 則24の10

※ 要件等の欄に記載されている施設であっても条件等により該当しない場合がありますので、関係法令を確認いただくか市民税課事業所税担当へお問い合わせください。

## 第4章 課税標準の特例

非課税措置と同様にその創設の趣旨及び目的から事業所税を軽減すべきものと考えられる特定の事業所等については、人的なものと用途によるものの課税標準の特例措置が講じられています。

具体的には、「課税標準の特例項目一覧表」(P. 22)の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額を控除します。

なお、課税標準の特例対象となる事業所床面積及び従業者給与総額は、控除する前の状態で免税点の判定を行います。

### 1 人的な課税標準の特例

協同組合等でその本来の事業の用に供する施設は、事業所税の課税標準の2分の1が控除されます。

協同組合等とは、農業協同組合、信用金庫、及び中小企業等協同組合などの法人税法第2条第7号の法人(法人税法別表第3に掲げる法人)をいいます。

### 2 主な用途による課税標準の特例

- (1) タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
- (2) 公害防止又は資源の有効利用のための施設
- (3) 旅館業法に規定するホテル又は旅館の客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。)、ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの

### 3 課税標準の特例の判定 (法701の41③、取通(市)第9章3(7)イ)

課税標準の特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。また、算定期間の中途に事業所等を廃止した場合には、廃止の直前に行なわれていた事業により適用可能か判定します。

### 4 課税標準の特例適用施設とその他の課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例適用施設とその他の課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の課税標準の特例が適用となる事業所床面積は、当該課税標準の特例適用施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

### 5 2以上の課税標準の特例の適用がある場合 (令56の71)

課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

適用順位	適用条項
1	法第701条の41第1項
2	法第701条の41第2項

※ 適用順位に従い一の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。

※ 法第701条の41第1項の表各号の重複適用は行いません。

## 課税標準の特例項目一覧表

整理番号	対 象	要 件 等	控除割合		根拠法令
			資 産 割	従 業 者 割	
1	協 同 組 合 等	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41①(1)
2	各 種 学 校 等	学校教育法に規定する専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41①(2)
3	公 害 防 止 施 設 等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効利用のための施設（本表4を除く）	3/4	—	法701の41①(3) 令56の53① 則24の11
4	産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 事 業 用 施 設 等	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設	3/4	1/2	法701の41①(4) 令56の53の2
5	家 畜 市 場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	法701の41①(5)
6	生 鮮 食 料 品 価 格 安 定 用 施 設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	法701の41①(6) 令56の54 則24の12
7	醸 造 業 の 製 造 用 施 設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等の作業用施設以外の施設	3/4	—	法701の41①(7) 令56の56
8	木 材 市 場 ・ 木 材 保 管 施 設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は製材業者等、木材販売業者がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—	法701の41①(8) 令56の57 則24の14
9	ホ テ ル ・ 旅 館 用 施 設	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業用施設で、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設で宿泊に係る施設（本表10を除く） ※ただし、簡易宿所営業用施設や下宿営業用施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く	1/2	—	法701の41①(9) 令56の60 則24の19
10	港 湾 施 設 の うち の 一 定 の も の	港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、宿泊所等の旅客施設、船舶役務用施設等	1/2	1/2	法701の41①(10) 令56の61 則24の19
11	港 湾 施 設 の 上 屋 ・ 倉 庫	港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	法701の41①(11) 令56の62
12	外 国 貿 易 コ ン テ ナ ー 施 設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（本表11を除く）	1/2	—	法701の41①(12)
13	港 湾 運 送 事 業 用 上 屋	港湾運送事業のうち、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（本表11を除く）	1/2	—	法701の41①(13)
14	倉 庫 業 者 の 倉 庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（本表11、18を除く）	3/4	—	法701の41①(14)
15	タ ク シ ー 事 業 用 施 設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	1/2	1/2	法701の41①(15) 令56の63
16	公 共 の 飛 行 場 に 設 置 さ れ る 施 設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で、格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等	1/2	1/2	法701の41①(16) 令56の64 則24の20

整理番号	対 象	要 件 等	控除割合		根拠法令
			資 産 割	従 業 者 割	
17	流通業務地区内の上屋・店舗	流通業務地区内に設置される事務所以外の施設で、貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等（本表18を除く）	1/2	1/2	法701の41①(17) 令56の65
18	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	法701の41①(18)
19	特定信書便事業の用に供する施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	1/2	1/2	法701の41①(19) 令56の66 則24の21
20	心身障害者を多数雇用する事業所等	心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給に係る施設又は設備に係るものに限る。）	1/2	—	法701の41② 令56の68
21	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設 ※適用期限あり	1/4	—	法附則33⑤ 令附則16の2の8⑥ 則附則12の3③

(令和8年4月1日現在)

## 第5章 減免

### 1 減免について

天災その他特別な事情がある場合において、減免が必要と認められる者、その他特別な事情がある者については、市長が認めた場合に事業所税が減免されます。(条 159①)

条例に基づき減免を受けようとする場合は、「事業所税減免申請書」に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、申告納付期限日までに申告書(第 44 号様式及び必要添付書類)と一緒に提出してください。

なお、減免申請は申告のつど申請してください。期限内に申請書及び添付資料の提出がない場合は、減免の適用は受けられませんのでご注意ください。

### 2 減免対象者(条規 43)

- (1) 災害により事業所用家屋に損害を受け、かつ、事業所税の納付が著しく困難であると認められる者 損害を受けた事業所用家屋の床面積に相当する事業所税(資産割額に限る。)の 100 分の 100 以内
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書の出版の事業を行う者で、当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の 100 分の 50 に相当する金額を超えるもの 当該教科書の出版の事業の用に供する施設に係る事業所税の 100 分の 50
- (3) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 99 条に規定する指定自動車教習所 事業所税の 100 分の 50
- (4) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者で、当該者の本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第 124 条に規定する専修学校に在学する者の旅行の用に供するもの 当該者の本来の事業の用に供する施設に係る事業所税の一定割合  
一定割合については、次に示す算式による。  
$$\text{一定割合} = \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートルの合計数}} \times \frac{1}{2}$$
- (5) 酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 9 条第 1 項に規定する酒類の販売業のうち、卸売業を行う者 当該酒類の保管のための倉庫に係る事業所税(資産割額に限る。)の 100 分の 50
- (6) 法第 701 条の 41 第 1 項の表第 15 号に掲げる事業を行う者で、市内に有するタクシーの台数が、250 台以下であるもの 当該事業の用に供する同号に定める施設に係る事業所税の 100 分の 100
- (7) 法第 701 条の 34 第 3 項第 19 号に規定する事業に相当する事業を行う者で、旧中小企業振興事業団法(昭和 42 年法律第 56 号)の施行前において中小企業近代化資金等助成法(昭和 31 年法律第 115 号)に基づく貸付けを受けて当該事業に供する施設を設置したもの 当該事業の用に供する施設で、同号に定める施設に相当するものに係る事業所税の 100 分の 100
- (8) 農林中央金庫 当該事業の用に供する施設に係る事業所税の 100 分の 100

(9) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会 農林水産業者の共同利用に供する施設（法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号に規定する施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）に係る事業所税の 100 分の 100

(10) 削除

(11) 果実飲料の日本農林規格（平成 10 年農林水産省告示第 1075 号）第 2 条の表に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 567 号）第 2 条の表に規定する炭酸飲料の製造業者 当該製品等の保管のための倉庫（延べ面積 3,000 平方メートル以下のものに限る。）に係る事業所税（資産割額に限る。）の 100 分の 50

(12) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者 当該事業に従事する者に係る事業所税（従業者割額に限る。）の 100 分の 100

(13) 列車内において食堂及び売店の事業を行う者 当該事業に従事する者に係る事業所税（従業者割額に限る。）の 100 分の 50

(14) 故紙の回収の事業を行う者 当該事業の用に供する施設に係る事業所税（資産割額に限る。）の 100 分の 50

(15) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者 当該製品又は商品の保管のために要する施設に係る事業所税（資産割額に限る。）の 100 分の 50

(16) パンの製造の事業を行う者 市内の小・中学校の給食用パンの製造の用に供する施設に係る事業所税（資産割額に限る。）の一定割合

一定割合については、次に示す算式による。

$$\text{一定割合} = \frac{\text{当該給食用パンに係る売上金額}}{\text{当該者の本来の事業に係る総売上金額}} \times \frac{1}{2}$$

(17) ねん糸・かさ高加工糸、織物若しくは綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）又は機械染色整理の事業を行う者で、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当するもの 当該原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設に係る事業所税（資産割額に限る。）の 100 分の 50

(18) 野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造の事業を行う者 当該事業の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設に係る事業所税（資産割額に限る。）の 100 分の 75

(19) 法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 14 号又は第 18 号に掲げる倉庫業者 当該者の本来の用に供する倉庫（市内に有するこれらの倉庫に係る事業所床面積の合計面積が 30,000 平方メートル未満であるものに限る。）に係る事業所税の 100 分の 100

(20) 粘土かわらの製造の事業を行う者 当該事業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場及び施釉場を含む。）及び製品倉庫に係る事業所税（資産割額に限る。）の 100 分の 50

(21) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者 市長が定める割合

## 第6章 みなし共同事業

みなし共同事業とは、事業者が親族その他特殊な関係にある個人又は同族会社（以下「特殊関係者」といいます。）を有していて、その事業者の事業と特殊関係者の事業とが同一の家屋で行っている場合、その「特殊関係者」の事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなし、これらの者が連帯して納税義務を負う制度です。（法701の32②）

事業を分割して別法人で行う場合のように、事業の経営形態が異なることにより税負担に不均衡が生じないように、「特殊関係者を有する者」の免税点の判定について特別の規定が設けられています。

### 1 「特殊関係者」、「特殊関係者を有する者」

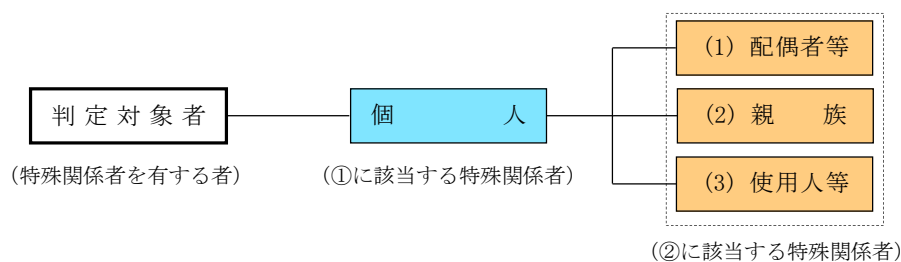
配偶者、親族、その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社（非同族の同族会社を含む。）のことを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

「特殊関係者」の範囲は、地方税法施行令第5条第1項各号の規定中「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのを、「法第701条の32第2項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者」（以下「判定対象者」といいます。）と読み替えた場合において同項各号の一に該当することとなる者とされています。（令56の21①）

具体的には、「特殊関係者」は次のようになります。

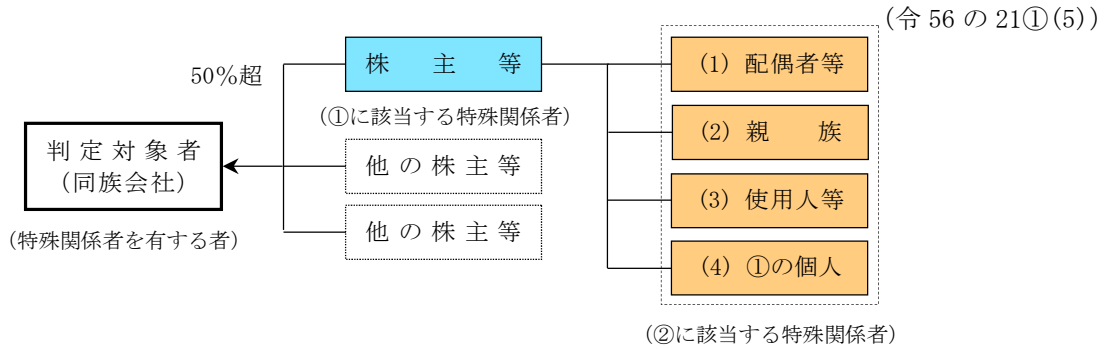
#### 特殊関係者の範囲

- (1) [個人]判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹  
(令56の21①(1))
- (2) [個人](1)に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの  
(令56の21①(2))
- (3) [個人](1)、(2)に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの  
(令56の21①(3))
- (4) [個人]判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人((1)、(2)に掲げる者を除く。)及び上記①の者と(1)～(3)のいずれかに該当する関係がある個人  
(令56の21①(4))



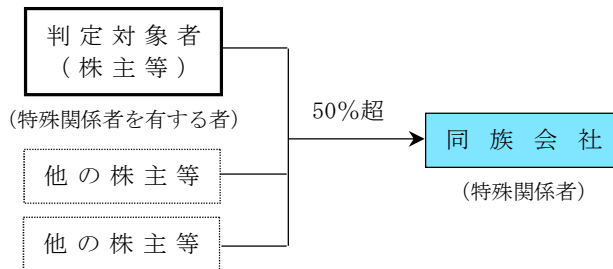
(5) [個人]判定対象者が同族会社である場合

- ① 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人
- ② 上記①の者と(1)～(4)のいずれかに該当する関係がある個人



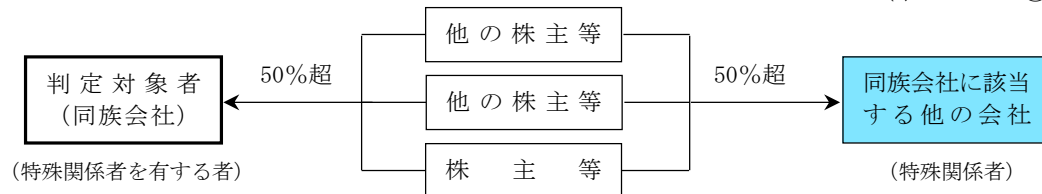
(6) [法人]判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

(令 56 の 21①(6))



(7) [法人]判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)～(4)に該当する個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(令 56 の 21①(7))



## 2 同族会社（法人税法第2条第10号、同法施行令第4条第2項）

同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式の総数又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）総数または総額の100分の50を超える数または金額の出資を有する場合におけるその会社となります。

## 3 みなし共同事業の除外要件

次に掲げる2つの条件を同時に満たすときは、共同事業とみなされません。

- (1) 特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでないこと
- (2) 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならないこと

#### 4 特殊関係者を有する者であるかどうかなどの判定（令 56 の 21⑤）

特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

#### 5 免税点の判定（令 56 の 75②）

「みなし共同事業」に該当する事業所等については、事業所床面積又は従業者数を各共同事業者の単独の事業として合算し、免税点の判定を行います。

なお、免税点判定の際には、非課税に係る事業所床面積及び非課税に係る従業者数を除いて判定します。

##### (1) 特殊関係者

特殊関係者の事業について、単独で免税点判定を行います。

##### (2) 特殊関係者を有する者

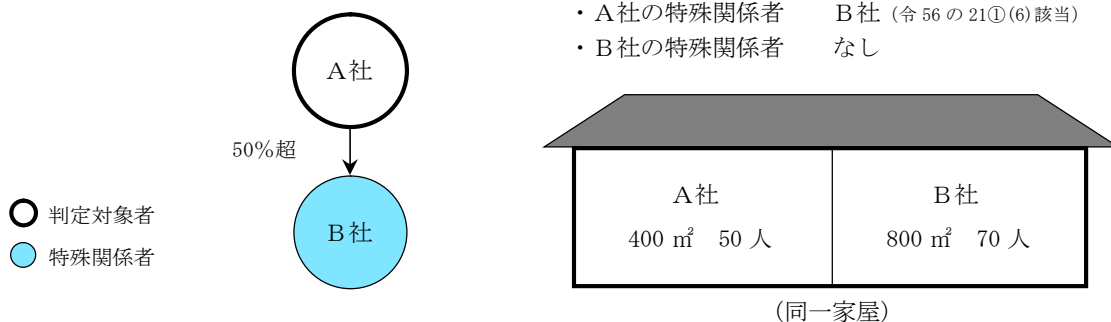
特殊関係者を有する者の事業について、特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行います。

#### 6 課税標準の算定（令 56 の 51②）

免税点判定の際には、「みなし共同事業」は各共同事業者がそれぞれ単独で事業を行うこととされましたが、課税標準の算定にあたっては、「みなし共同事業」は特殊関係者の単独事業とみなすこととされています。つまり、自己の事業についてのみ課税標準を算定することになります。

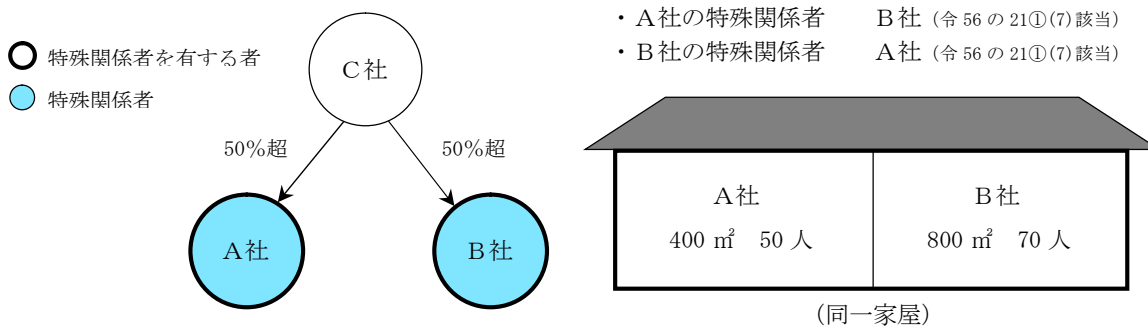
## 免税点判定及び課税標準算定の具体例

### (例 1)



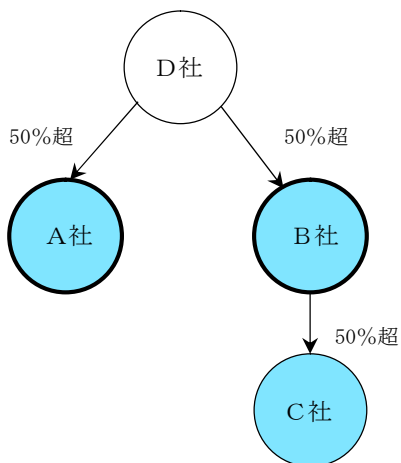
免税点の判定	課税標準
<b>A社</b> ・資産割 $400\text{ m}^2 + 800\text{ m}^2 = 1,200\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $50\text{ 人} + 70\text{ 人} = 120\text{ 人}$ (免税点超)	<b>A社</b> ・資産割 $400\text{ m}^2$ ・従業者割 50人分の従業者給与総額
<b>B社</b> ・資産割 $800\text{ m}^2$ (免税点以下) ・従業者割 $70\text{ 人}$ (免税点以下)	<b>B社</b> ・資産割 なし ・従業者割 なし

### (例 2)



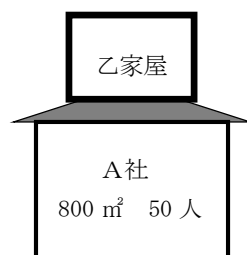
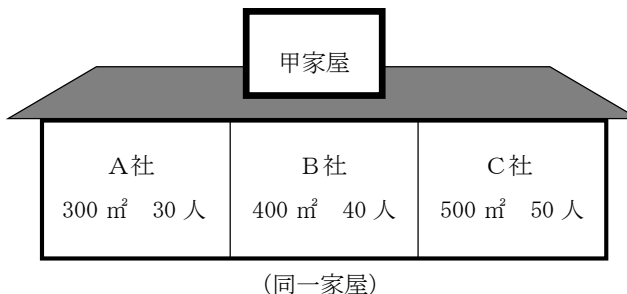
免税点の判定	課税標準
<b>A社</b> ・資産割 $400\text{ m}^2 + 800\text{ m}^2 = 1,200\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $50\text{ 人} + 70\text{ 人} = 120\text{ 人}$ (免税点超)	<b>A社</b> ・資産割 $400\text{ m}^2$ ・従業者割 50人分の従業者給与総額
<b>B社</b> ・資産割 $800\text{ m}^2 + 400\text{ m}^2 = 1,200\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $70\text{ 人} + 50\text{ 人} = 120\text{ 人}$ (免税点超)	<b>B社</b> ・資産割 $800\text{ m}^2$ ・従業者割 70人分の従業者給与総額

(例3)



○ 特殊関係者を有する者  
● 特殊関係者

- ・ A社の特殊関係者 B社 (令56の21①(7)該当)  
C社 (令56の21①(7)該当)
- ・ B社の特殊関係者 A社 (令56の21①(7)該当)  
C社 (令56の21①(6)該当)
- ・ C社の特殊関係者 なし



免税点の判定	課税標準
<b>A社</b> ・資産割 $800\text{ m}^2 + 300\text{ m}^2 + 400\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 = 2,000\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $50\text{人} + 30\text{人} + 40\text{人} + 50\text{人} = 170\text{人}$ (免税点超)	<b>A社</b> ・資産割 $300\text{ m}^2$ (甲家屋) + $800\text{ m}^2$ (乙家屋) = $1,100\text{ m}^2$ ・従業者割 $30\text{人}$ (甲家屋) + $50\text{人}$ (乙家屋) = $80\text{人分}$ の従業者給与総額
<b>B社</b> ・資産割 $300\text{ m}^2 + 400\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 = 1,200\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $30\text{人} + 40\text{人} + 50\text{人} = 120\text{人}$ (免税点超)	<b>B社</b> ・資産割 $= 400\text{ m}^2$ ・従業者割 $= 40\text{人分}$ の従業者給与総額
<b>C社</b> ・資産割 $500\text{ m}^2$ (免税点以下) ・従業者割 $50\text{人}$ (免税点以下)	<b>C社</b> ・資産割 なし ・従業者割 なし

## 第7章 申告と納付

事業所税の申告は、事業所税の申告納付、納税義務のない（免税点以下の）申告、事業所等の新設または廃止及び事業所用家屋の貸付申告等があります。

下記事項にご留意の上、期限内に申告・納付してください。（法 701 の 45）

### 1 申告納付が必要となる方

長野市内において事業を行っており、課税標準の算定期間の末日現在において、次に該当する場合

資産割	長野市内の事業の用に供する事業所等の事業所床面積（非課税規定の適用がある事業所床面積は除く。）の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超える場合
従業者割	長野市内の事業所等の従業者（役員でない障害者、役員でない年齢 65 歳以上の者、非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除く。）の合計が 100 人を超える場合

### 2 申告納付期限

法人	事業年度終了の日から 2 ヶ月以内（法 701 の 46①） ※事業所税には延長制度がありません。
個人	翌年の 3 月 15 日まで（法 701 の 47①）

※個人が年の中で事業を廃止した場合は廃止の日より 1 ヶ月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は 4 ヶ月以内です。

※法律または条令で定める申告納付期限が土曜日、日曜日、祝日または 12 月 29 日から 1 月 3 日に該当するときは、これらの日の翌営業日となります。

### 3 申告方法

事業所税の申告方法は、次の(1)～(3)のいずれかの方法で提出してください。詳細は背表紙を確認ください。

#### (1) 地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」

eLTAX を利用し、インターネットを通じて申告書や各種申請・届出の提出、電子納税をすることができます。

#### (2) 郵送

郵送で提出する場合は、郵便消印日付が提出日となります。收受日付印を押印した申告書（控え用）の返送を希望される場合は、宛名や住所を記入し、所要額の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

#### (3) 窓口

長野市役所第一庁舎 3 階の市民税課窓口や長野市支所窓口で提出していただくことができます。收受日付印を押印した申告書（控え用）を希望される場合は、予め申告書（控え用）を持参してください。

申告 （提出書提出先）	長野市役所 財政部 市民税課 〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
納付	長野市役所、長野市指定金融機関等（長野市ホームページに公開している納付書の納付場所を参照ください。）

## 4 提出する申告書等

- (1) 事業所税申告書 (第 44 号様式)
- (2) 事業所等明細書 (第 44 号様式別表 1)
- (3) 非課税明細書 (第 44 号様式別表 2)
- (4) 課税標準の特例明細書 (第 44 号様式別表 3)
- (5) 共用部分の計算書 (第 44 号様式別表 4)
- (6) 給与支払額明細書 (第 44 号様式添付資料 1)
- (7) 障害者・65 歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書 (第 44 号様式添付資料 2)
- (8) 図面、証明書類等

初めて申告する場合及び面積等に変動がある場合などは、非課税、課税標準の特例、減免施設等を記載した図面を添付してください。また、非課税施設、課税標準の特例施設、減免施設がある場合は、それが証明できる書類を添付してください。その他必要に応じて書類等の添付や現地調査実施等のお願いをすることがあります。

※(3)～(8)に関しては、該当がある場合のみ提出してください。

※申告書の記載方法に関しては、P. 35 からの「記入例」をご覧ください。

## 5 決定・期限後申告、修正申告、更正の請求

### (1) 決定・期限後申告

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定することがあります。(法 701 の 58②)

なお、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。(法 701 の 49①)

### (2) 修正申告

提出した申告書等に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合は、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付していただく必要があります。(法 701 の 49②)

### (3) 更正の請求

申告書又は修正申告書に記載した課税標準額又は税額の計算が法令の規定に従っていなかったこと、又は計算に誤りがあったこと等により、税額が過大である場合は更正の請求ができます。

なお、更正の請求ができるのは法定納期限から 5 年以内に限ります。(法 20 の 9③)

## 6 納税義務のない方の申告義務について

免税点以下であっても、次に該当する場合は事業年度終了の日から 2 ヶ月以内（個人については翌年の 3 月 15 日まで）に「事業所用家屋及び従業者の申告書」（第 132 号様式）により申告してください。

(法 701 の 46③、法 701 の 47③)

### (1) 前事業年度(法人)又は前年(個人)に納税義務があった場合

### (2) 課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積（非課税に係る事業所床面積及び休止施設を含む。）が 800 ㎡を超える場合

### (3) 課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の従業者（非課税に係る従業者数を含む。）の数の合計数が 80 人を超える場合

## 7 事業所等の新設・廃止についての申告

事業所税の納税義務者が事業所等を新設若しくは廃止したとき、又は納税義務者となるべき者が事業所等を新設したときは、1ヶ月以内に「事業所等新設廃止申告書」(第138号様式)を提出してください。(法701の52①)

## 8 事業所用家屋を貸している場合の申告

事業所用家屋の全部又は一部を事業所税の納税義務者に貸している場合は、その貸付を行った日から1ヶ月以内に「事業所用家屋の貸付申告書」(第139号様式)を提出してください。貸付内容に変更があった場合は、「事業用家屋の貸付異動申告書」(第140号様式)を提出してください。(法701の52②)

## 9 延滞金

延滞金 (法701の60)

事業所税の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、事業所税の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%(次の税額の区分に応じ、次の期間については、年7.3%)の割合(詳細は長野市ホームページ参照)を乗じて計算した金額に相当する延滞金が課されます。

- ① その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間
- ② その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間
- ③ 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

## 10 加算金

過少申告加算金 (法701の61)	申告書の提出期限までに申告があり、その申告税額に不足のある場合	不足税額の10%※ (ただし、不足額が期限内申告額又は50万円のいずれか多い金額を超えた場合は、超えた部分に対して15%) ※市長による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、当該加算金は課されません。
不申告加算金 (法701の61)	申告書の提出期限までに、申告のない場合	納付すべき税額の以下の割合※ ・50万円以下の部分に相当する金額は15% ・50万円超300万円以下の部分に相当する金額は20% ・300万円を超える部分に相当する金額は30% ※令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものが対象 ※市長による更正又は決定があるべきことを予知されたものでないときは、上記にかかわらず5%
重加算金 (法701の62)	納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合	不足税額の35%又は40%

また、申告書の提出期限の到来が令和6年1月1日以降であり、不申告加算金又は重加算金を課される場合において、以下のいずれかに該当する場合は、その割合に10%を加重します。

- ・過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合
- ・前年及び前々年に開始した事業年度について、不申告加算金もしくは重加算金を課されたことがある、又は決定すべきと認められる場合

受付印

令和●年 5 月 15 日

※処理事項

発行年月日 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分

通信日付印 確認

申告年月日 令和●年 5 月 15 日

(フリガナ) シンシュウナガノ (株)信州長野

住所 本店 〒380-8512 (電話)026-226-4911

事業種目 旅館・飲食店

個人番号又は法人番号

又は 支店 長野市大字鶴賀緑町1613番地

資本金の額又は出資金の額 68000

(フリガナ) シンシュウ イチロウ 信州 一郎

所在地 支店

所轄税務署名 長野 税務署

(電話)026-226-4911

R●年 4 月 1 日から R●年 3 月 31 日までの事業年度又は課税期間

この申告に  
応答する者  
の氏名 申告書 経理課 信州 次郎

# 記入例

第四十四号様式(提出用)

修正申告の場合に「修正」、更正の請求の場合に「更正」と記入します。その他は記入不要です。

資 産 割	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	3 1 5 0 2 1	従業者給与総額	⑫	3 2 8 4 5 1 2 8 0
	床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	4 4 5 6 8	従業者給与総額	⑬	1 2 2 4 9 1 5
		非課税に係る	①に係る非課税床面積	③	5 0 8 0 8	控除従業者給与総額	⑭
	事業所床面積	②に係る非課税床面積	④	2 4 6 0	課税標準となる従業者給与総額	⑮	3 2 7 2 2 6 0 0 0
		控除事業所	①に係る控除床面積	⑤	7 7 8 4 5	従業者割額(⑮ × $\frac{0.25}{100}$ )	⑯
	床面積	②に係る控除床面積	⑥		既に納付の確定した従業者割額	⑰	
		課税標準と	①に係る課税標準となる床面積(①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$	⑦	1 8 6 3 6 8	資産割額と従業者割額の合計額	⑱
	なる事業所	②に係る課税標準となる床面積	⑧	1 3 9 4 3	既に納付の確定した事業所税額	⑲	0 0
		床面積	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	2 0 0 3 1 1	この申告により納付すべき事業所税額	⑳
	資産割額(⑨ × 600円)		⑩	1 2 0 1 8 6 6	備考 ・レストランB 令和●年8月10日廃止 (220.41㎡-15.40㎡) × 5/12=85.42㎡ ・レストランC 令和●年12月8日新設 (225.27㎡-9.20㎡) × 3/12=54.01㎡		
既に納付の確定した資産割額		⑪		関係士氏名 (電話 )			

⑮は、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。

⑩~⑪、⑯~⑰は1円単位まで算出します。  
⑯は⑮に税率を乗じて得た額を1円未満の端数を切り捨てて記入します。

最後に100円未満の端数を切り捨てます。

この申告に際して、税理士が関与していなければ記入不要です。

算定期間が12月に満たない場合は、その月数を記入します。(決算期変更等)

算定期間の中で新設又は廃止された事業所等は、事業所ごとに、(②-④-⑥)の床面積に12分の使用月数を乗じて得た床面積の合計を記入します。



非課税明細書

記入例

第十四号様式別表二（提出用）

算定期間	R●年 4月 1日 から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	R●年 3月 31日 まで	氏名又は 個人番号又は 法人番号	(株)信州長野				
※	事業所等の名称	本社(旅館)		事業所等の所在地	長野市大字鶴賀緑町1613番地		
非課税の内訳			資産割		従業者割		
			非課税床面積㊦	非課税従業者数㊧	非課税従業者給与総額㊨		
法第701条の34第 3 項第 26 号該当		1 2 4 8 1					
法第701条の34第 4 項第 号該当	(1/2非課税)	3 7 2 4 7					
法第701条の34第 項第 号該当							
障害者・65歳以上の従業者							1 2 2 4 9 1 5
合 計			4 9 7 2 8				1 2 2 4 9 1 5
※	事業所等の名称	喫茶A		事業所等の所在地	長野市大字中御所88番地 東西デパート内		
非課税の内訳			資産割		従業者割		
			非課税床面積㊦	非課税従業者数㊧	非課税従業者給与総額㊨		
法第701条の34第 4 項第 号該当		1 0 8 0					
法第701条の34第 項第 号該当							
法第701条の34第 項第 号該当							
障害者・65歳以上の従業者							
合 計			1 0 8 0				
非課税事業所床面積等の合計			5 0 8 0 8				

1/2非課税を計算した後の床面積を記入します。

役員は、障害者又は65歳以上であっても非課税になりません。

第44号様式の③へ転記します。(算定期間を通じて使用された事業所床面積)

非課税明細書

記入例

算定期間	R ● 年 4 月 1 日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
	R ● 年 3 月 31 日まで	氏名又は 個人番号又は 法人番号	(株)信州長野					
※	事業所等の名称	レストランB	事業所等の所在地					長野市上松31-10番地
非課税の内訳			資産割		従業者割			
			非課税床面積㊦		非課税従業者数㊧	非課税従業者給与総額㊨		
法第701条の34第 3 項第 26 号該当			1	5	4	0	円	
法第701条の34第 項第 号該当							円	
法第701条の34第 項第 号該当							円	
							円	
障害者・65歳以上の従業者							円	
合計			1	5	4	0	円	
※	事業所等の名称	レストランC	事業所等の所在地					長野市吉田1020番地
非課税の内訳			資産割		従業者割			
			非課税床面積㊦		非課税従業者数㊧	非課税従業者給与総額㊨		
法第701条の34第 4 項第 号該当				9	2	0	円	
法第701条の34第 項第 号該当							円	
法第701条の34第 項第 号該当							円	
							円	
障害者・65歳以上の従業者							円	
合計				9	2	0	円	
非課税事業所床面積等の合計				2	4	6	0	円

第44号様式の④へ転記します。(算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積)

課税標準の特例明細書

記入例

第四十四号様式別表三（提出用）

算定期間	R●年4月1日から	※※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	R●年3月31日まで	氏名又は 名称	(株)信州長野				
		個人番号又は 法人番号					

※	事業所等の名称	本社(旅館)		事業所等の所在地	長野市大字鶴賀緑町1613番地				
課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割					
	課税標準の特例適用 対象床面積	控除割 合	控除事業所床面積 ( $\text{㊦} \times \text{㊧}$ )	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額	控除割 合	控除従業者給与総額 ( $\text{㊨} \times \text{㊩}$ )			
法第701条の41 第1項第9号該当	155690	$\frac{1}{2}$	77845	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円			
法第701条の41 第 項第 号該当		—			—				
雇用改善助成対象者					$\frac{1}{2}$				
合 計	155690		77845						

※	事業所等の名称			事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割					
	課税標準の特例適用 対象床面積	控除割 合	控除事業所床面積 ( $\text{㊦} \times \text{㊧}$ )	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額	控除割 合	控除従業者給与総額 ( $\text{㊨} \times \text{㊩}$ )			
法第701条の41 第 項第 号該当		—		十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円			
法第701条の41 第 項第 号該当		—			—				
雇用改善助成対象者					$\frac{1}{2}$				
合 計									
控除事業所床面積の合計			77845	控除従業者給与総額の合計					

第44号様式の⑤へ転記します。(算定期間を通じて使用された事業所床面積)

# 共用部分の計算書

算定期間	R●年 4月 1 日から	※※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	R●年 3月 31 日まで	氏名又は 名称	(株)信州長野				
		個人番号又は 法人番号					

## 記入例

第四十四号様式別表四（提出用）

※	事業所等の名称	喫茶A		事業所等の所在地	長野市大字中御所88番地 東西デパート内		
専用部分の延べ面積	①	5 3 1 8 3 4		③ の 内 訳			⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	2 3 0 0 0		消防設備等に係る共用床面積	㊦	7 5 4 3	
非課税に係る共用床面積	③	1 4 3 1 3 6		防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	㊧	8 2 4 6 1
③以外の共用床面積	④	8 0 4 2 3			2分の1が非課税となる共用床面積	㊨	( $\times \frac{1}{2}$ ) 5 3 1 3 2
共用床面積の合計 (③+④)	⑤	2 2 3 5 5 9		㊦～㊨ 以外の非課税に係る共用床面積	㊩		
事業所床面積となる共用床面積 $\left(④ \times \frac{②}{①}\right)$	⑥	3 4 7 8		合 計 (㊦～㊩)	㊪	1 4 3 1 3 6	

㊦、㊧、㊨は事業所用家屋が特定防火対象物である場合には記入します。

福利厚生施設等を他の者と共用している場合に記入します。

この表の③へ転記します。

※	事業所等の名称			事業所等の所在地			
専用部分の延べ面積	①			③ の 内 訳			⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②			消防設備等に係る共用床面積	㊦		
非課税に係る共用床面積	③			防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	㊧	
③以外の共用床面積	④				2分の1が非課税となる共用床面積	㊨	( $\times \frac{1}{2}$ )
共用床面積の合計 (③+④)	⑤			㊦～㊨ 以外の非課税に係る共用床面積	㊩		
事業所床面積となる共用床面積 $\left(④ \times \frac{②}{①}\right)$	⑥			合 計 (㊦～㊩)	㊪		

自己が使用する専用床面積を記入します。別表1の㊦と一致します。

別表1の㊧へ転記します。

(提出用)

記入例

第四十四号様式添付資料一

## 給与支払額明細書

算定期間	R●年4月1日から	法人番号又は個人番号	事務所	区分	管理番号
	R●年3月31日まで	氏名又は名称 (株)信州長野			

		従業者数	支払額			
		人	十億	百万	千	円
給与支払総額 ①		119	3	34	99	3400
対象外	長野市外の事業所等勤務者 ②	2	6	54	21	20
	社員寮勤務者 ③					
	無給の役員 ④					
	パートタイマー (勤務時間75%以下) ⑤	10				
	小計(②+③+④+⑤) ⑥	12	6	54	21	20
課税対象(①-⑥) 従業者給与総額 ⑦		107	3	28	45	1280

		従業者数	支払額			
		人	十億	百万	千	円
非課税	非課税施設勤務者 ⑧					
	障害者・65歳以上の勤務者 ⑨	2	1	22	49	15
	小計(⑧+⑨) ⑩	2	1	22	49	15
特例控除	特例対象施設勤務者の給与支払額 × $\frac{1}{2}$ ⑪					
	雇用改善助成対象者の給与支払額 × $\frac{1}{2}$ ⑫					
	小計(⑪+⑫) ⑬					
○課税標準額(⑦-⑩-⑬) ⑭		105	3	27	22	6365

第44号様式⑫と一致します。

## 記載心得

- 従業者数欄(①~⑩及び⑭)は、事業年度末日における従業者(役員(非常勤役員を含む。)、アルバイト、パートタイマーなどを含む。)の人数を記載すること。ただし、⑨の欄は、役員については当該非課税の適用がないので、役員の人数及び給与額は含めずに記載すること。  
なお、⑤パートタイマーとして計上した従業者について、⑧または⑨の非課税従業者に該当する場合には、非課税従業者数に重複して計上することがないように注意すること。  
(人数は計上しない場合でも、非課税従業者に該当する場合の給与は非課税欄の「支払額」に計上することができる)
- 支払額欄(①~④及び⑥~⑭)は、事業年度中に支払われた給与総額を記載すること。
- ⑤の欄は、1日の勤務時間が同種の職種に従事する一般従業者の75%以下のパートタイマーの人数のみ記載すること。(なお、当該パートタイマーに支払われた給与については課税対象となるものである。)
- ⑪、⑫の欄は、特例控除対象給与支払額に当該控除割合を乗じて得た額を記載すること。

## 備考

(提出用)

第四十四号様式添付資料二

記入例

障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書

明細区分の別 1 障害者の従業者 2 65歳以上の従業者 3 雇用改善助成対象者	算定期間	年 月 日から	個人番号又は法人番号	事務所	区分	管理番号
		年 月 日まで				
		氏名又は名称	(株)信州長野			

明細区分	従業者氏名	生年月日	障害者・65歳以上になった年月日	非課税対象期間	左に対する支払給与等の額
1 ② 3	高砂鶴夫	S30年10月11日	R2年10月11日	R●年4月1日から R●年3月31日まで	十億 百万 千 円 6 1 2 4 6 5
1 ② 3	長寿亀吉	S31年6月30日	R3年6月30日	R●年6月30日から R●年3月31日まで	6 1 2 4 5 0
1 2 3		年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	

計

障害者の従業者① 給与総額	人	十億 百万 千 円
------------------	---	-----------

計

65歳以上の従業者② 給与総額	2	十億 百万 千 円	1 2 2 4 9 1 5
--------------------	---	-----------	---------------

計

雇用改善助成対象者③ 給与総額	人	十億 百万 千 円
--------------------	---	-----------

※上記欄は、非課税給与等に該当する者がある場合に記載すること(途中退職等も含む)。

※上記、計①②③の人数については、途中退職等を含めず、事業年度末日における人数を計上すること。「給与総額」については、途中退職等の場合も非課税給与として支払期間に該当するものを計上すること。

市町村コード		202011		事業所税領収証書 ④	
長野県					
長野市					
口座番号		加入者			
00540-7-960100		長野市			
住所 (所在地) 長野市大字鶴賀緑町1613番地					
氏名 (名称) (株)信州長野 様					
帳票ID	調定年度	税目	事業種別	管理番号	
086	0●	10	01		
事業年度				申告区分	
R●.4.1 から R●.3.31 まで				申告	
税額	01	百十億千百万千百十円	2019900		
加算金	02		0		
延滞金	03		0		
督促手数料	04		0		
合計額	05		¥2019900		
納期限	R●年 5月 31日				
納付場所	領収日付印				
上記のとおり領収しました。(納税者保管)					

# 記入例

申告書(第44号様式)の⑳欄の金額を記入します。

(提出用)

受付印	令和●年 5月 10日	※処理事項	発信年月日		個人番号又は法人番号	事務所	区分	管理番号		
			通信日付印	確認						
(あて先)長野市長			〒380-8512 (電話 226-4911)		申告年月日		年 月 日			
(フリガナ)氏名又は名称	ヒノキカグ ヒノキ家具㈱		住所 本店	〒380-8512 (電話 226-4911)		事業種目	家具製造・小売			
(フリガナ)法人の代表者氏名	キリヤマ サブロー 桐山 三郎		又は 所在地 支店	〒 (電話 )		資本金の額又は出資金の額	兆	十億	百万	千円
						所轄税務署名	長野 税務署			
						この申告に 応答する者 の氏名	(電話 226-4911) 長野 四郎			

# 記入例

第百三十二号様式(長野市市税条例施行規則)

事業所用家屋に共用部分がある場合は共用床面積も含めて記入します。

R●年 4月 1日から R●年 3月 31日までの 事業所用家屋及び従業者の申告書

事業所用家屋	算定期間末日(又は廃止の日)現在の事業所床面積 ①	9 5 0   0 0		m <sup>2</sup>
	①のうち非課税に係る事業所床面積 ②	5 0   0 0		m <sup>2</sup>
	免税点の判定の基礎となる事業所床面積(①-②) ③	9 0 0   0 0		m <sup>2</sup>
従業者	算定期間末日(又は廃止の日)現在の従業者数 ④	3 5		人
	④のうち非課税に係る従業者数 ⑤	8		人
	免税点の判定の基礎となる従業者数(④-⑤) ⑥	2 7		人

(事業所等明細)

事業所等の名称	所在地及びビル名	事業所床面積	従業者数
事業所用家屋の所有者 住所・氏名			
昭和通り店	長野市大字鶴賀緑町1613番地緑ビル		
長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野鶴賀不動産㈱		5 0 0   0 0	15 人
工場及び倉庫	長野市鶴賀緑町1613		
自社所有		4 5 0   0 0	20 人

算定期間末日現在の床面積を記入します。

算定期間末日現在の従業者数を記入します。

(非課税明細)

非課税の内訳	非課税床面積	非課税従業者数
法第701条の34 第3項第26号該当	5 0 0   0 0	0 人
法第701条の34 第 項第 号該当		人
法第701条の34 第 項第 号該当		人
法第701条の31 第1項第5号該当		8 人
非課税事業所床面積等の合計	5 0 0   0 0	8 人

算定期間末日現在の左の非課税施設に勤務する非課税従業者数を記入します。

役員は障害者又は65歳以上であっても非課税にはなりません。

⑤の欄に転記してください。

②の欄に転記してください。

備考 (昭和通り店 共用あり)  
 ・当社専用床面積 400m<sup>2</sup>  
 ・当社共用床面積 (3,000m<sup>2</sup>-2,400m<sup>2</sup>) ×  $\frac{400}{2400}$  = 100m<sup>2</sup>

共用計算及び特記事項がありましたら記入してください。共用計算の方法は、第2章・4・資産割・(3)「共用部分の取り扱い」(P7)を参照してください。

第3章「非課税項目一覧表」を参照の上記入してください

## 1 免税点の判定

事業所税が「課税になる」「課税にならない」の判定は、長野市内の全事業所等の床面積（従業者数）から、非課税床面積（非課税従業者数）を除いた上で判定します。

この判定は、算定期間の末日現在の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行います。

### (1) 資産割の免税点判定について

ア 課税標準の特例や減免の対象床面積を減じて免税点判定していませんか？

→免税点判定は、課税標準の特例適用前に行います。

イ 算定期間の中途に新設した事業所等は、月割計算した床面積をもとに免税点判定していませんか？

→算定期間の中途に新設になった事業所等の延床面積は月割を考慮しない面積で判定します。算定期間の中途に廃止となった事業所等については、算定期間の末日現在存在しない事業所のため、免税点判定の際には含めません。なお、判定の結果、免税点超過となった場合は、課税標準の算定期間の中途廃止の事業所等も課税標準に含めて算定します。

### (2) 従業者割の免税点判定について

ア 65歳以上の「役員」について、非課税従業者に計上していませんか？

→「役員」については、障害者・65歳以上の場合であっても非課税として計上することはできません。

イ パートタイマー（1日の勤務時間が同種の職種に従事する一般従業者の75%以下）・アルバイトの人数を含めていませんか？

→免税点判定上は、パートタイマー及びアルバイトの人数は対象外として取り扱います。なお、免税点超過となり従業者割課税対象となった場合には、パートタイマー及びアルバイトの賃金も課税対象となります。

ウ 免税点判定上対象外のパートタイマーまたはアルバイトについて、非課税従業者数に計上していませんか？

→免税点判定上対象外のため、非課税人数に計上することはできません。なお、免税点超過となり従業者割課税対象となった場合は、パートタイマー及びアルバイトの賃金は課税対象となります。このとき、非課税従業者に該当するパートタイマー及びアルバイトがいる場合には、その者の給与は非課税給与額として計上することができます。

## 2 課税標準の算定

### (1) 資産割の課税標準の算定について

ア 店舗の開店日（または閉店日）を新設日（または廃止日）にしていますか？

→開店日（閉店日）ではなく、当該開店のための準備期間（閉店後の撤収等作業期間）も含めます。これは、店舗に限らず、事務所の開設日等も同様の考え方になります。

イ 算定期間の中途に同一ビル内で事業所等を拡張した場合において、月割計上していませんか？

→同一ビル内で借り増しした場合は、事業所等の新設にはあたりませんので、月割計算は行わず、算定期間の末日の床面積が課税標準となります。

ウ 算定期間の中途に同一敷地内に増築した事業所等について月割計上していませんか？

→同一敷地内での増築については、事業所等の新設にはあたりませんので、月割計算は行わず、算定期間の末日の床面積が課税標準となります。

エ 算定期間の中途に新設、廃止した事業所等について、使用期間の月割計算は正しいですか？

→新設の場合は「新設の日の属する月の翌月からの算定」、廃止の場合は、「廃止日の属する月までの算定」となります。

オ 事業所等床面積に共用床面積がもれていませんか？

→家屋一棟すべてを使用している場合以外は原則的に共用部分があります。貸主等に共用部の床面積をお尋ねいただき、事業所税申告書 44 号様式別表 4（共用部分の計算書）も添付してください。

カ 従業者が常駐していない事業所や倉庫等ももれなく申告していますか？

→事業所税においては、従業者が常駐していない事務所、倉庫等も課税対象となります。所有の有無は問いません。

キ 休憩室や食堂等の福利厚生施設を業務用に利用していますか？

→業務用に利用している施設は、福利厚生非課税として扱うことはできません。

## (2) 従業者割の課税標準

ア 非課税の通勤手当を含めていませんか？

→所得税の課税対象となる通勤手当は含めますが、非課税通勤手当は含めません。

イ パートタイマー（1日の勤務時間が同種の職種に従事する一般従業者の75%以下）・アルバイトの給与額を除いていませんか？

→免税点を超え、従業者割課税対象となった場合には、パートタイマー及びアルバイトの賃金も課税対象となります。ただし、免税点判定の際には、パートタイマー及びアルバイトの人数は対象外として取り扱います。

ウ 65歳以上の免税点判定上対象外のパートタイマーまたはアルバイトについて、非課税従業者給与額に未計上ではありませんか？

→免税点を超え、従業者割課税対象となった場合には、パートタイマー及びアルバイトの賃金も課税対象となります。ただし、非課税従業者に該当する該当するパートタイマーがいる場合には、その者の給与については、非課税従業者給与額として取り扱うことができます。

エ 中途退職者に支払いした給与も含めていませんか？

→中途退職者については、免税点判定上は含めませんが、免税点を超え従業者割課税対象となった場合には、当該算定期間中に支払われた中途退職者の給与も課税対象になります。

## 事業所税の申告は

# eLTAX(電子申告)か、Excel 作成にご協力ください！

長野市では、申告される皆さまと本市のデジタル環境への移行を推進しています。

つきましては、eLTAX(電子申告)または、本市 HP に掲載の申告書 Excel データをご利用いただくことにより手書きによらない申告にご協力をお願いいたします。

### eLTAX(電子申告)について

事業所税をはじめとして、法人事業税(県税)、法人県民税(県税)、法人市民税(市税)、固定資産税(償却資産)、個人住民税のうち給与支払報告書や特別徴収に関する手続きにご利用いただけます。

(利用手数料無料)

また、法人異動届や申告手続きに関連した申請、届出手続きに利用することができます。

※電子申告のうえ、「電子納税」も行うことができます。

※詳しくは、地方税共同機構(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。



本市 HP のトップページの「Q検索コーナー」に「事業所税」と入力し、検索結果から「申告関係様式」のページにお進みください。

### Excel での申告書作成について

電子申告(eLTAX)を利用したいけれど、「準備がまだ…」という場合には、本市 HP にあります申告書の Excel データをご利用ください。

「印刷して手書き…」ではなく、Excel に入力することで、次年度の申告の際に1から申告書を作成せずに変更箇所や新規追加等必要な部分のみの入力となり省力化できます。

※入力後に印刷したものを本市に郵送または窓口提出いただく必要があります。

事業所税申告書等のお問い合わせ及び提出先  
長野市財政部市民税課 (事業所税担当)  
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
TEL:026-224-7056 FAX:026-224-7346